

News Release

2020年6月17日

「新型コロナウイルス感染症」の影響に伴う保険料払込猶予期間等の再延長の実施について

このたびの「新型コロナウイルス感染症」により、健康被害ならびに事業等に影響を受けておられるお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社(社長:丹保 人重、以下「当社」)は、影響を受けられているお客さまを対象に、保険料払込猶予期間の再延長等を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 特別措置の適用期間の再延長

特別措置の適用期間の再延長を以下の通り実施します。9月までに対象のご契約者さまに下記の実施内容をご案内します。

	適用期間	
	変更前	変更後
① 保険料払込猶予期間の延長	2020年9月30日 まで	2020年12月31日 まで
② 貸付金・立替金返済のお手続きができないことによりご契約が失効する場合の返済期日の延長	2020年9月30日 まで	2020年12月31日 まで

2. 払込を猶予した保険料の取扱い

上記1. ①によりお払込みを猶予した保険料は、一括でお払込みいただくこともできますが、2021年1月以降10か月間(2021年10月まで)の「分割払込」を可能とする特別取扱いを実施します。

【補足】特別措置の概要 (延長後)

① 保険料払込猶予期間の再延長	当該感染症の影響により保険料の払込みが困難な場合、お客さまからのお申し出により、保険料払込猶予期間について、2020年12月31日まで延長し、その後10か月間(2021年10月まで)の分割払込期間を設定します。
② 貸付金・立替金返済のお手続きができないことによりご契約が失効(いわゆるオーバーローン失効)する場合の返済期日の再延長	契約者貸付を受けられているご契約や立替金(保険料自動振替貸付)が適用になっているご契約につきまして、当該感染症の影響により貸付金・立替金返済のお手続きができないことにより失効する場合、お客さまからのお申し出により2020年12月31日まで返済期日を延長いたします。

以上